

29国芸祭第9号
平成29年5月11日

あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行
名古屋市長 河村 たかし 様

あいちトリエンナーレ実行委員会
会長 大村 秀 章



運営会議開催に代わる書面表決について（依頼）

平素から当実行委員会の運営につきまして、格別の御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別紙の議案につきまして、本来であれば運営会議において御審議いただくべきところでございますが、あいちトリエンナーレ実行委員会規約第13条第8項の規定に基づく書面による御表決をお願いしたいと存じます。

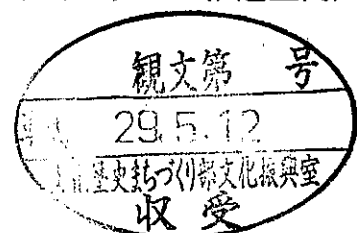
つきましては、誠に恐縮でございますが、別紙議案についての賛否を別紙表決書により御回答いただきますようお願い申し上げます。

※御回答は、同封の封筒により、平成29年5月19日（金）までに御投函いただけますよう併せてお願い申し上げます。

担 当 あいちトリエンナーレ実行委員会事務局（伊藤、原田）
（愛知県県民生活部文化芸術課トリエンナーレ推進室内）

電 話 052-971-6127

FAX 052-971-6115



第1号議案

あいちトリエンナーレ 2019 芸術監督の選考条件について

あいちトリエンナーレ 2019 芸術監督の選考条件について、次のとおりとする。

平成29年5月11日提出

あいちトリエンナーレ実行委員会

会 長 大 村 秀 章

(説明)

あいちトリエンナーレの芸術監督は、あいちトリエンナーレ実行委員会規約第9条により「運営会議において選任し、会長が委嘱する」こととされており、あいちトリエンナーレ芸術監督選考委員会において、実行委員会から提示される選考条件を受けて、当該条件に適合する芸術監督を実行委員会に推薦することとなっている。

芸術監督選考委員会に提示する選考条件は、実行委員会規約第13条2項(3)の「その他実行委員会の運営に関する重要な事項」に該当し、運営会議の議決を要するため、今回提案するものである。

あいちトリエンナーレ 2019 芸術監督の選考条件

- ① 「愛知芸術文化センターの美術と舞台芸術の複合機能を活かした新しい国際芸術祭のスタイルを世界に発信すること」や、「世界に向けた“愛知発”の創造・発信とともに、様々な普及・教育の取組や県民が親しみやすい祝祭的な展開を図ること」など、あいちトリエンナーレの基本構想を実現することができる人物であること。
- ② 同時代性を踏まえ、知見やアイデアを十分に発揮した現代美術の国際展を基軸とし、あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議（平成 29 年 3 月 28 日開催）で次回の展開方向として了承された、「現代美術と舞台芸術の複合的な展開」、「まちなか展開」、「県内での広域展開」、「創作プログラムなどの普及・教育事業」、「地元との連携の深化」など、「愛知の独自性」を踏まえながら、世界に向けてアピールし、幅広く注目を集め、多くの方々に親しまれるトリエンナーレを創り上げることができる人物であること。
- ③ 実行委員会の学芸スタッフを十分に活用するとともに、会場となる街や地元の芸術系大学・団体等の関係者とコミュニケーションを密に行い、連携してトリエンナーレを創り上げることができる人物であること。